

## 食品安全法

2010年6月17日付で、ベトナム社会主義共和国の国会は食品安全法 55/2010/QH12を採択した。同法は2011年7月1日より施行されると同時に、2003年7月26日付の食品安全衛生法令12/2003/PL-UBTVQH11が無効となる。

なお、同法は 11 章および 72 条から構成され、次の事項について規定される。

- 食品安全性の基準に関する個人および団体の権限、義務
- 食品安全性の確保基準、食品を製造、販売する際の安全性の確保基準、食品を輸出入する際の安全性の確保基準
- 食品ラベルの広告および表示
- 食品の検査、食品安全上の危害の分析
- 食品安全上の危害の防止および克服
- 食品安全に関する知識の普及および教育
- など。その主な内容は次のとおりである。

### 1. 適用対象

食品安全法では適用対象が 3 つに区分され、それぞれの権限および義務が定められる。その適用対象者は次のとおりである。

- ① 食品製造業者(個人および組織)
- ② 食品事業者(個人および組織)
- ③ 食品消費者

### 2. 食品安全性の確保基準

以前の食品安全衛生法令では触れられていない食品安全性の確保基準が本法第 3 章に導入された。これにより、食品の安全性を確保するため、生産者は次の 2 つの基準を満たすことが求められる。

- 食品生産の過程での衛生基準
- 病原微生物、残留農薬、動物用医薬品、重金属など、人間の健康、生命を損なうおそれのある物質の使用基準(許容範囲)

更に食品の種別によっては、前述の一般的な基準のほか、次のいずれかあるいはすべての規格を遵守しなければならない。詳細は、管轄機関に問い合わせる必要がある。

- ① 食品添加物に関する規格
- ② 器具および容器包装、ラベル表示に関する規格
- ③ 食品の保管に関する規格

### 3. 食品安全性確保基準遵守証明書

食品製造業、食品販売業について記載された事業登録証明書を取得しており、かつ、同法第4章に記載される食品の製造および販売形態に応じた食品安全性の確保基準を満たす食品製造業者、食品販売業者には、食品安全性確保基準遵守証明書が発行される。

#### <申請書類>

- (a) 申請書
- (b) ビジネスライセンス(公証版)
- (c) 食品安全性基準を満たす施設、装置に関する説明書(食品製造現場、食品販売場所の図面、食品生産規程説明書)
- (d) 食品製造業者、食品販売業者の雇用主および食品製造作業員の健康診断書
- (e) 食品安全法で規定される食品製造業者、食品販売業者の雇用主および食品製造作業員の食品安全衛生の知識に関する研修受講証明書

ただし、2016年7月1日付政令 67/2016/ND-CP および 2018年11月12日付政令 155/2018/ND-CP の施行により、該当する食品安全性確保基準遵守証明書の申請書類は、(a)、(b)および(e)となる。食品安全知識に関する研修を受け、かつ研修を受けたことが施設所有者によって証明された食品製造業者および食品サービス提供者のリストについては、(e)が簡略化される。

#### <提出先>

食品安全に関する次の管轄当局

- 農業農村開発省管理対象の農林水産食品(通達 38/2018/TT-BNNPTNT 5条および 17.1条)
  - 中央レベル:総局または農業農村開発省に属し農業農村開発省から移管された業務を執行する専門的な行政機関
  - 地方レベル:農業農村開発省から委任された権限、地域の実状、および地方の農業農村開発局の提案に応じて地方の人民委員会の決定により指定された地方レベルの検査機関
- 保健省管理対象の各種食品(政令 155/2018/ND-CP 2.3条)
  - 保健省(または保健省により権限を与えられた管轄当局)
- 商工省管理対象の各種食品(通達 43/2018/TT-BCT 6条)
  - 商工省または商工局

#### <手順>

申請書類の提出が完了した日から20営業日以内に、食品安全性確保基準遵守証明書が発行される。

#### <有効期間>

食品安全衛生法令では、食品安全性確保基準遵守証明書の有効期間に制限はなかったが、食品安全法では前記の証明書の有効期間は3年間となる。証明書の更新手続きは、有効期限の6カ月前までに行わなければならない。

### 4. 輸入食品

ベトナムに流通する前に、輸入食品は輸入品質および安全性基準を確保しなければならず、また輸入業者は検査機関に認証してもらう必要がある。なお、証明書の必要となる申請書類は次のとおりである。

- ・検査登録書
- ・基礎基準(TCCS) (食品安全衛生局の押印済のもの)の公証版
- ・輸入申請書類(通関申告書、販売契約書、領収書、B/L)

※TCCS とは製品の品質や食品の安全性についての技術要件・基準を記したものであり、輸入事業者が独自に規定できる。なお、TCCS の基本概念は保健省の通達 52/2015/TT-BYT および通達 18/2019/TT-BYT に記載されているが、具体的な基準は規定されておらず、輸入業者により策定される。

#### ※輸入食品の安全性の検査(政令 15/2018/ND-CP)

2018年2月2日付で政府は政令 15/2018/ND-CP を公布した。同政令は、農業農村開発省、保健省および商工省管轄の下の、輸入食品の食品安全性の検査手順、検査手続を規定している。

なお、管理対象(輸入品か否かを問わない)となる品目一覧は次のとおり。

#### 付属書 2

保健省管理対象の製品および商品の一覧  
(2018年2月2日付政令 15/2018/ND-CP に同封)

No.	品目名	注記
1	ボトル入り水、ミネラルウォーター、氷(食用および食品加工用)	農業農村開発省管理対象の貯蔵用および製品加工用の氷は除く
2	機能性食品	
3	微量栄養素	
4	食品添加物、食品香料、食品加工助剤	
5	食品に直接接触しない食品包装および食品容器	農業農村開発省・商工省管理対象の、同一施設で製造され、施設でのみ使用される、食品に直接接触しない食品包装および食品容器は除く
6	商工省・農業農村開発省のリストに含まれないその他の製品	

#### 付属書 3

農業農村開発省管理対象の製品および商品の一覧  
(2018年2月2日付政令 15/2018/ND-CP に同封)

数	商品名	注記
<b>I</b>	<b>穀物</b>	
1	穀物	
2	穀物粒(外皮をとられたもの、きざまれたもの、皮付きのもの、熱せられたものなど)	粉状のもの、粉状・でん粉から作られる製品は除く
<b>II</b>	<b>肉および肉から作られる製品</b>	
1	生鮮肉、冷蔵肉、冷凍肉(全体、切つてあるもの、スライスされたもの、ペレット状のものなど)	
2	家畜や家禽の食用のくず肉(内臓、骨、足、首、翼、脂肪、血など)	
3	家畜や家禽の肉や食用のくず肉から作られる商品(乾燥したまたはくん製したもの、缶詰、熱せられたもの、塩漬け、ゼラチン)	保健省の管理対象である機能性食品は除く
4	肉の均質化された調整品(チャイニーズソーセージ、ホットドッグ、サラミ、ひき肉を焼いたもの、ハムなど)	商工省の管理対象である固形状の製品は除く
<b>III</b>	<b>水産物および水産加工品(両生類を含む)</b>	
1	生鮮水産物、冷蔵水産物、冷凍水産物(全体、切り身、すり身、ペレット状のものなど)	
2	魚のくず肉(皮、鱗、卵、脂肪など)	
3	水産製品または魚の食用くず肉(発酵させたもの、塩漬け、燻製、加熱したもの、塩水漬け、ゼラチンなど。添加物、加工助剤を含むもの。)	保健省の管理対象である機能性食品は除く
4	水産物由来の食品用の脂肪および油脂(加工をしているかを問わない)	保健省の管理対象である薬、機能性食品は除く
5	小麦粉、澱粉、粉、加工乳、植物油と混ぜられた水産物(海老、魚、イカを含む)	商工省の管理対象である固結状の製品は除く
6	海藻および海草ならびに食品用の海藻および藻類から作られた製品	保健省の管理対象である海藻、藻類から作られる機能性食品は除く
<b>IV</b>	<b>食用の野菜、根および塊茎ならびにその製品</b>	
1	野菜、根および塊茎で生鮮のもの、またはカット、外皮の除去、脱穀、分割などの加工をされたもの	種としての野菜、根および塊茎は除く
2	野菜、根および塊茎で、発酵、乾燥、加熱、缶詰め、抽	商工省の管理対象である菓子、ジャ

	出、粉末化などの加工をされたもの	ム、飲料および塩漬けの干あんずは除く
V	卵および卵製品	
1	陸生動物および両生類の卵	
2	陸生動物および両生類の卵で、冷凍、塩漬け、製粉、成形などの加工をしたもの	
3	卵、卵粉を含む製品	商工省の管理対象である卵、卵粉を含む菓子は除く
V	生乳	
VII	蜂蜜および蜂蜜から作られる商品	
1	純粋蜂蜜、濃縮蜂蜜、希釈蜂蜜	
2	蜜ろう、花粉、ローヤルゼリー（蜂蜜を含むかを問わない）	
3	蜂蜜、蜜蝋、花粉、ローヤルゼリーを含む製品	商工省の管理対象である蜂蜜を含む菓子、ジャムおよび飲料は除く 保健省の管理対象である機能性食品および医薬品は除く
VIII	遺伝子組換え食品	
IX	塩	
1	海塩、岩塩	
2	加工塩、精製塩および他の食材を混ぜた塩	
X	調味料	
1	単一の調味料、ミックス調味料、動植物から抽出された調味料（骨または肉由来の香味料、マスタードなど）	商工省の管理対象であるインスタントの麺やポリッジなどの澱粉や粉から作られた付属の香辛料は除く
2	ソース、ソース用の調製品	
3	ソース	

4	とうがらし属またはピメンタ属の果実(生のもの、乾燥、破碎または粉碎したもの)	
XI	砂糖	
1	甘しょ糖、てん菜糖および化学的に純粋なしょ糖(固体のものに限る)	
2	その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖および果糖を含むものとし、固体のものに限る)、糖水(香料または着色料を加えてないものに限る)、人工はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない)およびカラメル)	
3	糖みつ(砂糖の抽出または精製の際に生ずるものに限る)	
XII	茶	
1	茶(新鮮なもの、加工されたもの。香味を付けてあるかを問わない。)	商工省の管理対象である液体状の茶、茶を含むジャム、菓子は除く
2	その他の茶	商工省の管理対象である液体状の茶は除く
XIII	コーヒー	
1	コーヒー豆(生または乾燥したもの)、抽出物、エッセンス、濃縮コーヒー	
2	コーヒー(炒ってあるかまたはカフェインを除いてあるかを問わない)、コーヒー豆の殻および皮、コーヒーを含有するコーヒー代用物(コーヒーの含有量のいかんを問わない)、食用の粉末状抽出物(砂糖、乳、クリームを含むかを問わない)、その他コーヒーを含む製品	商工省の管理対象である液体状のもの、コーヒーを含むジャム、菓子を除く
XIV	ココア	
1	カカオ豆(新鮮なものまたは乾燥させたもの、全形のものまたは割れたもの、生のものまたは炒ったもの)、カカオ豆の殻、皮その他のカカオ豆のくず、ココアペースト(脱脂してあるかを問わない)、カカオバター、カカオ脂、カカオオイル、ココアパウダー(砂糖その他の甘味料を加えていないもの)	
2	粉末状のココア調整品(焙煎済みか、粉碎されているかを問わない)、固体、液体、粉末状のココア調整品(砂糖、ミルク、クリーム入りかを問わない)およびその他のココアを含む調整品	商工省の管理対象である液体状のもの、ココアを含むジャム、菓子を除く
XV	胡椒	
	こしょう属の胡椒(新鮮なもの、乾燥させたもの、破碎また	

1	は粉碎したもの)	
2	とうがらし属またはピメンタ属の果実(新鮮なもの、乾燥させたもの、破碎または粉碎したもの)	
<b>XVI</b>	<b>カシューナッツ</b>	
1	カシューナッツ	
2	カシューナッツから作られる製品	商工省の管理対象であるカシューナッツを含むジャム、菓子を除く
<b>XVII</b>	<b>その他の農産品</b>	
1	あらゆる種類の種(ひまわりの種、カボチャの種、メロンの種など。加工済みかを問わない)	
2	その他の植物由来の食品用製品で生または加工済みのもの(キノコ、キクラゲ、油を除く大豆製品、食用の皮、根、葉、ゴムなど)	保健省の管理対象である薬の原料および機能性食品に使用されるものは除く
3	鳥の巣および鳥の巣から作られる商品	保健省の管理対象である薬の原料および機能性食品に使用されるものは除く
4	食品用の虫から作られる製品(バッタ、コオロギ、カイコなど)	
<b>XVIII</b>	<b>農業農村開発省の管理対象である食品の包装・貯蔵のための器具、用具</b>	
<b>XIX</b>	<b>農業農村開発省の管理対象である食品の保管および加工のために使用する氷</b>	

## 付属書 4

商工省管理対象の製品および商品の一覧  
(2018年2月2日付政令15/2018/ND-CPに同封)

No.	品目名	注記
<b>I</b>	<b>ビール</b>	
1	生ビール	
2	瓶ビール	
	缶ビール	

3		
<b>II</b>	<b>アルコールおよびアルコール飲料</b>	保健省の管理対象である薬用アルコールは除く
1	ワイン	
1.1	炭酸ガスが入っていないワイン	
1.2	炭酸ガス入りワイン	
2	フルーツワイン	
3	リキュール	
4	ストロングワイン	
5	白ワイン、ウォッカ	
6	その他のアルコール飲料	
<b>III</b>	<b>ソフトドリンク</b>	保健省の管理対象であるミネラルウォーターおよび純水は除く
1	缶飲料(果実・野菜ジュースを含む)	
2	インスタントのソフトドリンク	保健省の管理対象であるミネラルウォーターおよび純水は除く
<b>IV</b>	<b>加工乳</b>	保健省の管理対象である微量栄養素強化製品および機能性食品は除く
1	液状乳(香料その他の食品添加物を含む液状乳を含む)	
1.1	低温殺菌された製品	
1.2	超高温殺菌処理またはその他の高温殺菌法により殺菌された製品	
2	発酵乳	
2.1	液状のもの	
2.2	固形のもの	
	粉乳	



3		
4	練乳	
4.1	加糖のもの	
4.2	無糖のもの	
5	クリーム	
5.1	低温殺菌されたもの	
5.2	超高温殺菌されたもの	
6	豆乳	
7	その他の乳製品	
7.1	バター	
7.2	チーズ	
7.3	その他の加工乳から作られる製品	
V	植物油	保健省の管理対象である微量栄養素強化製品および機能性食品は除く
1	ごま油	
2	ぬか油	
3	大豆油	
4	ピーナッツ油	
5	オリーブ油	
6	パーム油	
7	ひまわり油	
8	ラム油	
9	綿実油	
10	ココナッツ油	

11	パーム核油、パームオイル	
12	なたね油、からし油	
13	亜麻仁油	
14	ひまし油	
15	その他の油	
VI	小麦粉、澱粉	保健省の管理対象である微量栄養素強化製品および機能性食品は除く
1	小麦粉、メスリン粉	
2	穀粉	
3	じゃがいも粉	
4	麦芽(加熱、非加熱)	
5	澱粉(小麦、とうもろこし、じゃがいも、その他)	
6	イヌリン	
7	小麦グルテン	
8	生または調理済みの生地から作られる製品 (スパゲッティ、マカロニ、麺、インスタント麺、平麺、ニョッキ、ラビオリ、カネロニ、インスタントポリッジ、春雨等)	
9	タピオカまたは澱粉、穀物、微粉等を原料とする代用品から作られた製品	
VII	菓子	保健省の管理対象である微量栄養素強化製品および機能性食品は除く
1	クッキー(甘味・塩味をつけられたもの、または味をつけられていないもの)	
2	ビスケット、焼かれたパンおよびそれに類するもの	
3	生地パン	
4	トースト	
5	誕生日ケーキ	

6	ハードキャンディおよびソフトキャンディ(砂糖を含み、ココアを含まないもの)	
7	チューイングガム(砂糖でコーティングされているもの、砂糖でコーティングされていないもの)	
8	チョコレート	
9	ジャム、フルーツゼリー、果実またはナッツから作られた粉末およびペースト(調理過程で砂糖その他の甘味料またはワインを含むもの)	
10	果実、ナッツ、その他の植物の可食部(処理またはその他の方法で保存され、砂糖その他の甘味料またはワインを含むもの)	
11	その他の菓子	
VIII	保健省の管理対象である食品の生産、加工、販売過程における器具、食品の包装・貯蔵のための用具	